

令和3年11月19日
選挙管理委員会

真鶴町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

真鶴町選挙管理委員会では、令和3年10月5日付けで提起されました同年9月26日執行の真鶴町議会議員選挙における公職選挙法第206条に基づく当選の効力に関する異議の申出につきまして、同法の規定に基づき、客観的事実や証言等を慎重に審理してまいりました。

本日、令和3年11月19日開催の真鶴町選挙管理委員会の会議において、異議の申出に対する決定を行いました。

詳細については、町ホームページに決定書等を掲載しておりますので、こちらをご覧くださいますようお願い申し上げます。

【決定①】

異議の申出を棄却する。本件選挙における木村勇の当選は有効である。

【決定②】

本件選挙において、山下亜美を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、山下亜美の当選を無効とする。

【審査申立てについて】※公職選挙法第206条第2項

市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者（選挙人又は候補者）は、その決定書の交付を受けた日又は要旨の告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

お問い合わせ先	
選挙管理委員会書記長	小清水一仁
電話	0465-68-1131
内線	310